

平成27年度

(2015年度)

当初予算および

主要施策の概要

甲 良 町

平成 27 年度甲良町当初予算概要

(単位：千円、%)

	平成 26 年度	平成 27 年度	増減	増減率
一般会計	3,474,000	3,580,000	106,000	3.1
特別会計	2,758,383	2,726,989	△ 34,394	△ 1.2
合計	6,232,383	6,303,989	71,606	1.1

※特別会計のうち、せせらぎの里こうら運営事業(前年度予算 134,606 千円)は平成 27 年 3 月末で閉鎖。

1. 平成 27 年度一般会計予算のポイント

歳入については、町税収入において固定資産税は若干の伸びが見込まれるが、法人税が当初予算ベースで約 5 千 5 百万円の減となり、町税全体では約 5 千 1 百万円の減額となった。しかし、普通交付税は平成 26 年度の法人税が大幅な減収となったこともあり総額で約 1 億円の大幅な増額と試算し、また臨時財政対策債については国の方針に伴い 1 千 9 百万円の減となり、実質的な普通交付税は、併せて約 8 千万円の増額とした。また、地方消費税交付金は買い控えからの回復見込まれることから約 2 千万円の増とした。

一方歳出では、大規模な道路整備事業は終了したが、電算システムクラウド化関連事業、特別会計への繰出金の増、保育園運営を含む子育て支援施策の推進、各種福祉施策の自然増、農業関連国庫・県費補助金の町経由化等により増額となった。

これらの結果、歳入歳出の差し引きで約 3 億 4,000 万円の大規模な財源不足となった。

このため全体を見直し、

◎税収納の精査、国県補助事業要件再確認等による歳入増 約 4 千万円

◎事務事業等の見直し(各種事業費、団体補助他)による歳出減 約 3 千 5 百万円

の財源を確保し、また緊急的な措置として、

◎委託事業費、工事費、施設修繕等後年度送り 約 8 千万円

◎事業見直しによる特別会計への繰出金減 約 1 千 5 百万円 を行った。

これらにより約 1 億 7 千万円の財源を確保し、なお不足する 1 億 7,300 万円の財源を基金の取崩で確保した。

こうした結果、平成 27 年度当初予算は、対前年 1 億 2,600 万円増(3.6%増)となり 3 年振りに対前年増となった。しかし、国県の間接補助化分等を除くと町税を主として依然歳入不足は大きく、緊縮予算と言わざるを得ない状況が続いている。

なお、平成 27 年度の各課の方針、重点施策また主な新規事業は次ページ以降の表の通りとなる。

平成 27 年度 各課運営方針、新規および重点施策

(単位：千円)

議会事務局		
運営方針	議会運営の活性化および町民に開かれた分かりやすい議会活動を目的に町議会の機能が十分に発揮されるよう努める。	

総務課		
運営方針	1 人材育成の推進 ・組織力強化、人事評価の開始を見据えた職員育成・教育の強化、職員の健康管理意識向上等 2 安全・安心のまちづくりの推進 ・交通弱者目線による交通安全施設の整備、自警団を含む自主防災組織の強化、避難所開設手順など町防災計画内容の周知、災害拠点施設・災害対策資機材の整備等 3 町有財産の適正管理及び有効利用 ・公共施設等総合管理の推進 4 財政の健全化推進 ・地方公会計制度の導入、行財政改革大綱の再作成、各課所管補助金の再検討、公共料金の経済情勢に合わせた改定、財源確保と選択と集中による効率的な予算編成および執行等 5 文書の適正管理と条例・規則等立案能力の強化 ・情報公開を念頭に適切な文書管理の徹底、自立した自治体に必要な各職員の例規作成技術の向上等	
新規および重点施策	新規	○防犯灯設置促進事業（LED化、設置拡大） ・町内各字の既設防犯灯をLED化促進。
	1,000	・LED防犯灯の交換に要する経費一灯当たり1/2補助(補助金上限10,000円)
	重点(新規)	○人事評価制度に関する研修会の実施 ・人事評価には『能力評価』と『業務評価』があり評価シートにより管理職が部下を評価するものである。 ・管理職の評価については、町長・教育長・総務課長が行うことが基本であるが、部下からの意見も取り入れたいと考えている。 ・評価をするに当たり、各課では組織目標を設定し、職員は個人目標を設定した上で、管理職は評価前と評価時に個人面談を行う。 【能力評価】 職員の職務上の行動等を通じて顕在化した能力を把握(企画立案・専門知識・協調性・判断力など) 【業務評価】 職員が果たすべき職務をどの程度達成したかを把握(具体的な業務の目標、課題を設定し、達成度を評価)
	600	
	重点(継続)	○交通安全対策事業(甲良町交通対策協議会) ・危険箇所や各字からの要望箇所の点検、交通安全対策。 ・小中学生の通学時の安全確保のため、安全対策としてグリーンベルトの設置等について、教育委員会や建設水道課など関係機関との横の連携を深める。
	80	
	重点(継続)	○甲良町地域防災センター整備事業 ・災害時の拠点施設となる地域防災センターを整備することにより、町の防災力・災害対応力を高め、防災機能の充実を図る。本年度は建築に向け実施設計を行う。
	20,000	
	重点(継続)	○消防施設等更新事業 ・各自警団が消防設備・資機材を訓練の一環として点検し、不備があるものについて町消防・防災担当へ報告し、更新および修繕などについて検討する。 ・各自警団等には、修繕または更新した消火設備・資機材を使用した訓練を行い、消防力および地域防災力の強化を図る。
	3,972	

企画監理課		
運 営 方 針	1 地域情報化推進として、6町行政情報システムクラウドを実施 ※クラウドとは・・・6町のシステムを1ヵ所(データセンター)に集め、回線で各町とデータセンターをつなげて運用するもの。 基本的な管理はデータセンターが行う。 2 若者定住・移住支援策の推進 3 電子入札の推進 4 ふるさと納税の推進	
新 規 お よ び 重 点 施 策	重点(拡大)	○地域おこし協力隊活動事業 (1)移住・交流事業の支援 (2)空き家対策 (3)農業振興に係る支援 (4)地域資源（観光・特産品）の発掘、振興および開発 (5)集落の生活環境維持に係る支援 (6)地域行事に係る支援のいずれかに従事して地域おこし活動を行う。 (7)その他隊員が、定住化に向けて行う活動の支援を行う。
	12,037	
	重点(新規)	○滋賀県6町行政情報システムクラウド共同利用事業 ・各業務ごとに担当が要件定義に向けて他5町(日野・竜王・愛荘・豊郷・多賀)と作業を進めており、今後は本稼働に向けて詰めの作業を行っていく。 ・平成27年10月のマイナンバー配布開始および平成28年1月からのマイナンバーの行政システムでの本格利用開始に向けて同時並行でシステム改修を進める。
50,123		

税 務 課		
運 営 方 針	1 町税は町の主要財源であり、自主財源確保のため各種課税資料を整備し、適正公正な課税及び厳正な徴収を行う。 2 固定資産税においては、土地、家屋及び償却資産について、課税客体の調査及び現況把握を随時行う。 3 住民税については、e-TAX（インターネットを通じて所得税などの確定申告や納税ができるシステム）の利用推進と、e-LTAX(地方税ポータルシステム)を活用することで、住民の利便性の向上に努めるとともに、住民税申告事務の軽減を図ります。 4 収納については、関係課との緊密な連携協力のもと、自主納付の推進を基本とし、収納率向上対策と効率的な滞納整理を進めていきます。	
新 規 お よ び 重 点 施 策	重点(新規)	○共同徴収事業 ・県湖東合同庁舎において、甲良町・愛荘町・豊郷町の職員と県職員が相互併任し、共同で町税と県税の徴収業務に取り組み徴収技術向上および徴収率アップを図る。
	2,464	
	重点(新規)	○適正・公平な賦課徴収における町税の確保 ・市県民税の適正な賦課のため、給与支払報告書等の課税資料のイメージ化を行い、課税事務の効率化、課税資料保管におけるセキュリティ確保の向上を図る。また、個人住民税の特別徴収を推進する。 ・年度内の計画的な市県民税確保のため、納期内納入を推進する。 ・徴収率の向上に向け、滞納者の財産調査および差押等を促進する。
—		

住 民 課		
運 営 方 針	「住民係」 1 窓口業務迅速対応推進（笑顔であいさつ、迅速で親切丁寧な対応を実施する） 2 消費者行政の推進（消費者被害の防止をはかり、消費生活に関して安心確保に努める） 「保険年金係」 1 国民健康保険事業の健全化 ・住民の健康を守るため国民健康保険事業の財政の安定化と健全運営を行う。 2 福祉医療助成推進 ・福祉医療対象者に医療費を助成することにより、対象者の保健の向上と福祉の増進を図る。 3 後期高齢者医療健診業務 ・生活習慣病を早期に発見し早期に受診治療に努める。 「生活環境係」 1 ごみ対策の推進(ごみ処理に関するサービスを充実させると共に、ごみ減量に向けた取り組みを行う) 2 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法に関する業務支援 3 墓地公園事業の推進(墓地区画早期完売に努める)	
新 規 お よ び 重 点 施 策	新規	○後期高齢者医療健診業務 ①76歳以上 ・平成27年3月末までに後期高齢者医療保険の被保険者を対象として、今までどおり7月から9月の3カ月間で個別実施を行う。 ②75才年齢達成者（新たに後期高齢者医療保険に該当となる者） ・社会保険加入者などで町に健康状態のデータがなかった方も把握できるよう、75歳年齢到達者全てを対象に集団検診を実施し、基本健康審査項目に加え、町内に多い疾患について追加検査を実施する。 ・健診の結果返しは保健師と管理栄養士が全員個別に実施する。特に慢性腎不全患者は栄養管理が重要なため管理栄養士による栄養指導を継続的に実施する。
	2,629	
	重点(新規)	○福祉医療助成制度推進事業(小中学生) ・対象者: 甲良町に住民票を置く小中学生 ・助成方法は福祉医療受給券を交付し、医療費の現物給付で助成 ※県外の医療機関は償還支払いで対応する。 ・自己負担なし ・毎年10月から翌年9月までの1年間有効の受給券を交付する。（更新手続き必要） ・ひとり親家庭、身障など他の福祉医療制度該当の小中学生は、引き続きその福祉医療券を使用し、自己負担分のみ町で助成する。
	14,049	
	重点(拡大)	○一般廃棄物収集運搬業務委託事業 ・一般廃棄物の可燃ごみ収集を6月から9月の4ヶ月間、週2回実施する。前年度までは7月と8月の2ヶ月間のみ実施していた。
	21,577	
	重点(継続)	○下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法に基づく業務支援事業 ①下水道整備が完了されるまでの間、し尿処理業務は全体の規模を縮小しつつも継続しなければならないことを踏まえ、町が浄化槽清掃業者に業務支援する。 ②業務支援にあたっては、合理化事業計画を策定し、計画に基づいて業務支援を行う。 ③業務支援の事業候補としては、「各施設清掃委託」「質検査委託」「動物へい死骸処理業務委託」「一般廃棄物収集運搬業務委託」「町道除草管理委託」「町有地除草委託」「公園等施設管理委託」「管路等清掃点検委託」などが考えられる。
	—	

(単位：千円)

重点(拡大)	○甲良町心身障害者(児)医療費補助事業 ①1/2医療費補助(療育手帳B、障害者手帳4から6級) 1ヶ月分の医療費が5,000円を超えた場合、5,000円を超えた分の医療費の半額を補助。ただし、世帯員全員かつ扶養義務者が町県民税が非課税の場合は、支払った医療費の半額を補助。 ②障害者手帳3級 医療機関での窓口負担額から下記の自己負担額を除いた額を全額助成 ・町民税課税世帯:病院または診療科ごとに 通院：月500円 入院：1日1,000円(月額上限14,000円) ・町民税非課税世帯は自己負担額なし
3,400	

保健福祉課

運営方針	1 母子保健施策の推進(すべての子どもが健やかに育つ環境の整備の推進、感染症の予防、児童虐待予防対策の充実、発達支援に関する施策の構築と充実、体制の整備、関係課との連携の強化等) 2 児童福祉施策の推進(妊娠期からの児童虐待防止対策の充実、体制の整備、関係機関との連携強化) 3 生活習慣を改善し健康寿命の延伸を図り医療費を削減させる施策の推進 (各種健康診査・保健指導の受診者の増加、慢性腎臓病の予防のための支援の強化、地域における健康づくり活動の支援、施策推進のための体制整備等) 4 健康な高齢者が増加し医療費・介護給付費を削減させる施策の推進 (高齢者の感染症の予防、介護予防事業の充実による認知症の予防・重度化の防止、介護保険サービスの充実等) 5 障害者(児)が地域の中で安心して生き生きと暮らしていける施策の推進 (障害のある児への支援体制の充実障害のある人の就労支援体制の充実、サービスの充実等) 6 地域福祉の推進(上記1～5の施策の行政サービスだけでなく、地域の福祉力を高めるしくみの構築) 7 保健福祉センターおよび関連施設の維持管理(修繕計画に基づいた管理等)												
新規および重点施策	<table> <tr> <td>新規</td><td> ○予防接種事業(水痘、成人肺炎球菌) 「幼児の水痘予防接種」 ・対象：生後12か月から36か月未満 ・方法：医療機関委託 ・手段：個別案内通知・→医療機関で接種→委託料として支払 「成人肺炎球菌予防接種」 ・対象：65歳以上(年度末において65から100歳までの5年刻みの高齢者) ・方法：医療機関委託 ・手段：個別案内通知・→医療機関で接種→委託料として支払 ・費用：個人負担金2,440円(非課税世帯・生保世帯は0円) </td></tr> <tr> <td>3,701</td><td></td></tr> <tr> <td>重点(新規)</td><td> ○施設管理事業(保健福祉センター修繕計画に基づく施設修繕) ・修繕計画に基づいた各場所の修繕を数年計画で進めていく。 </td></tr> <tr> <td>2,393</td><td></td></tr> <tr> <td>重点(新規)</td><td> ○地域福祉計画策定事業 ・地域福祉計画策定(H27～H28) 平成26年度に作成の介護保険事業・障害福祉・子ども子育て各計画の内容を反映して計画策定をする。 ①地域の現状把握調査 ②福祉関係者アンケート、住民1,000人アンケート ③課題の検討 ④計画の策定 ⑤策定委員会の設置(委員10名程度) </td></tr> <tr> <td>2,625</td><td></td></tr> </table>	新規	○予防接種事業(水痘、成人肺炎球菌) 「幼児の水痘予防接種」 ・対象：生後12か月から36か月未満 ・方法：医療機関委託 ・手段：個別案内通知・→医療機関で接種→委託料として支払 「成人肺炎球菌予防接種」 ・対象：65歳以上(年度末において65から100歳までの5年刻みの高齢者) ・方法：医療機関委託 ・手段：個別案内通知・→医療機関で接種→委託料として支払 ・費用：個人負担金2,440円(非課税世帯・生保世帯は0円)	3,701		重点(新規)	○施設管理事業(保健福祉センター修繕計画に基づく施設修繕) ・修繕計画に基づいた各場所の修繕を数年計画で進めていく。	2,393		重点(新規)	○地域福祉計画策定事業 ・地域福祉計画策定(H27～H28) 平成26年度に作成の介護保険事業・障害福祉・子ども子育て各計画の内容を反映して計画策定をする。 ①地域の現状把握調査 ②福祉関係者アンケート、住民1,000人アンケート ③課題の検討 ④計画の策定 ⑤策定委員会の設置(委員10名程度)	2,625	
新規	○予防接種事業(水痘、成人肺炎球菌) 「幼児の水痘予防接種」 ・対象：生後12か月から36か月未満 ・方法：医療機関委託 ・手段：個別案内通知・→医療機関で接種→委託料として支払 「成人肺炎球菌予防接種」 ・対象：65歳以上(年度末において65から100歳までの5年刻みの高齢者) ・方法：医療機関委託 ・手段：個別案内通知・→医療機関で接種→委託料として支払 ・費用：個人負担金2,440円(非課税世帯・生保世帯は0円)												
3,701													
重点(新規)	○施設管理事業(保健福祉センター修繕計画に基づく施設修繕) ・修繕計画に基づいた各場所の修繕を数年計画で進めていく。												
2,393													
重点(新規)	○地域福祉計画策定事業 ・地域福祉計画策定(H27～H28) 平成26年度に作成の介護保険事業・障害福祉・子ども子育て各計画の内容を反映して計画策定をする。 ①地域の現状把握調査 ②福祉関係者アンケート、住民1,000人アンケート ③課題の検討 ④計画の策定 ⑤策定委員会の設置(委員10名程度)												
2,625													

(単位：千円)

重点(新規)	○権利擁護サポートセンター開設準備事業 ・湖東圏域の方を対象にサポートセンターは専門支援機能・後見支援機能・普及、啓発機能・法人後見機能の4つを柱として支援をおこなう。 ・新規開設に伴う備品、事務所の改修、人件費が必要となるため、1市4町で負担金としていく。
1,616	
重点(新規)	○慢性腎臓病(C K D)予防対策事業 人工透析治療が必要となる慢性腎不全は、高額な医療費がかかる疾患であると共に、その療養生活は患者や家族の日常生活に著しい負担を伴う。当町は県内で人工透析患者の出現率(後期高齢者医療分)が最も高いため、町民講座を開催するなどして住民が慢性腎臓病(C K D)を正しく理解し、必要な治療を受けて生活習慣を改善することにより腎機能低下を防ぎ透析患者の減少を図る。
—	
重点(拡大)	○保健師地区担当制の導入推進事業 ・保健活動の総合調整および支援 ・保健師の計画的な人材確保と資質の向上 ・事業計画の策定、事業の企画、立案、予算、事業の評価を行う。 ・高齢者保健福祉、母子保健福祉、障害者保健福祉、医療保険、学校保健、職域保健、医療分野の関係課および関係機関との密接な連携および調整を行う。
—	
重点(新規)	○認知症ケアパス作成事業 ・事業主体:甲良町(地域包括支援センター) ・認知症ケアパス作成検討委員会にて、町内医師、ケアマネジャーおよび介護サービス事業所等認知症支援を行う。 ・多職種の委員が集まり、現状把握をおこなううえでケアの流れを認知症の人の生活機能障害の進行にあわせて整理し、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのか、具体的な機関名やケア内容を提示したパンフレットを作成する。 ・介護保険事業計画の第6期計画に反映し掲載する。 ・パンフレットを全世帯に配布し、さらに各種老人会や地域サロンで啓発をおこない住民周知を図る。
120	

人 権 課

運 営 方 針	1 人権を尊び、互いを認めあい、支え合う人権のまちづくりを推進(人権意識の確立、行政施策全体への人権尊重の視点の導入、多様な文化や生き方が尊重される共生のまちづくり、町民と協働した人権文化のまちづくり) 2 住宅管理(改良住宅の持家化を通じて、地域の自立意識の向上や活力を高める。地域住民自らが、自らの居住環境の向上を図る) ・公営・改良住宅の家賃徴収、維持管理 ・改良住宅譲渡 3 住宅新築資金等貸付事業(同和対策事業特別措置法により実施された住宅新築資金等貸付金の回収事務の推進) 4 地区内の土地整理 ・未利用地の把握・処分(地籍調査事業と連携) ・老朽公営住宅の除却に伴う跡地利用計画(4,000㎡～5,000㎡)
------------------	---

人 権 課		
新規および重点施策	重点(新規)	○公営住宅跡地利用事業 ・老朽公営住宅入居者の住居移転先を確保(改良住宅譲渡事業に伴って返還された住宅や、現在空き家となっている公営住宅を検討) ・老朽公営住宅の除却(測量設計⇒解体工事) ・国への用途廃止報告 ・町道廃止の処理、管渠の処理等行う。 ・跡地利用の検討。
	1,000	
	重点(継続)	○人権啓発事業 ・人権施策確立要求犬上地区実行委員会研修会 ・県民のつどい ・滋賀県集会 ・部落解放研究全国集会 ・人権啓発研究集会
	730	
	重点(継続)	○人権施策推進事業 ・年度当初に、甲良町人権擁護審議会会長と基本方針や事業計画等についての打ち合わせ、甲良町役場全ての部署を対象に人権施策事業計画書の作成を依頼 ・人権擁護審議会において提出された事業計画書について、委員の意見や修正を受けた後、全ての部署に返して日常業務に活かす ・年度末に全ての部署に事業実施報告書の提出を依頼 ・人権擁護審議会において提出された事業報告書について、委員の指摘や次年度に向けた意見を受けた後、全ての部署に返して日常業務に活かす
	160	
	重点(継続)	○住宅管理事業 ・募集関係業務 ・家賃関係業務 ・家賃滞納関係業務 ・修繕関係業務 ■公営住宅:公営住宅法に基づく町営住宅及び共同施設を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で賃貸し、管理することを目的とする。 ■改良住宅:同和対策事業特別措置法に基づき、地域の環境改善を図るための事業施行に伴い、住宅を失い、困窮することとなるため建設された賃貸住宅で、適正な管理を行うことを目的とする。
	3,448	
	重点(継続)	○改良住宅譲渡事業 ・甲良町改良住宅基本方針のもと、事業を推進する。 1.対 象 :改良住宅名義人 2.譲渡期間 :譲渡開始年度の翌年度以降3年間 3.譲渡価格 :不動産鑑定士が鑑定した評価額を元に、国の承認を得た価格 4.譲渡代金の支払方法:契約時に一括払い 5.譲渡物件の修繕 :特別な修繕はしない。 ＜意向調査⇒不動産鑑定⇒譲渡申請書の提出 ⇒売買契約⇒譲渡代金の納入⇒所有権移転＞
	750	
	重点(継続)	○住環境事業 ・隣接地や問題箇所について、用地整理、個別交渉を地道に進め問題解決を図る。 ①用地整理 ②事業時の問題点の洗い出し ③購入者との個別交渉 ④売買、金銭整理・権利移転
	800	

長寺センター	
運営方針	1 東学区のコミュニティセンターとして開かれた地域総合センターの運営を図る。 2 高齢者福祉向上のため、保健福祉課等と連携して、課題解決を図る。 3 就労相談、教育相談等の充実に図る。 4 自主運営ができていない団体もあり、自立できるよう更なる後方支援をする。 5 地域ボランティアの育成
新規および重点施策	重点(継続) 160 ○部落解放長寺小学校 6 年生合宿開催事業 ・小学校 6 年生を対象に、差別の現実を学び、地元の先輩から体験談等を聞く。 ・「合宿の意義」などについて班別での討論を行う。 ・事業を通じて、友達、先生および地域の人たちとのつながり、ふれあいを深める。
	重点(継続) 1,208 ○デイサービス事業 ・体操教室：おおむね65歳以上を対象に健美操という体操をととして心と身体の健康を養う。 ・ふれあい会：介護認定に至らない70歳以上の方を対象に、創作活動や軽運動等をととして、身体機能の改善および認知症・介護予防事業を実施する。 ・長寿会：介護認定に至らない70歳以上の方を対象に、講話や芸術鑑賞をととして教養を深めるとともに高齢者の孤立感や引きこもりを防止した生きがいのある交流の場を提供する。
	重点(継続) 640 ○長寺塾開催事業 ・年度当初、東学区の中学校 3 年生を対象に中学校を通して募集する。 ・週2回、1ヶ月8回が基本で実施する。

呉竹センター	
運営方針	テーマ『ふれあい・協働・交流』 1 就労に関する取組 2 福祉に関する取組 3 教育に関する取組
新規および重点施策	重点(継続) 1,200 ○デイサービス事業 ・筋力向上、栄養改善、口腔ケア、閉じこもり対策、転倒骨折予防、認知症予防などの介護予防事業を実施し介護度の重度化予防や要支援・要介護者の増加防止を図る。 ・呉竹区の介護保険認定に至らない高齢者を対象に、健康維持と交流の場を提供する。 ・参加呼びかけのチラシや訪問での働きかけを行う。 ・事業内容：健康チェック、レクリエーション、子どもとの交流等を実施する。
	重点(継続) 305 ○自主活動学級開催事業 ・募集方法：西小学校を通じて5月に全児童に配布する。 ・西学区の小中学生を対象に、放課後の学習時間の確保と交流の場の提供を行う。 (小学校1,2年生：つくし学級) (小学校3年生：はばたき学級) (小学校4,5,6年生：のびよう会) (中学校1,2,3年生：学習会)
	重点(継続) 890 ○中学生入試前学習会開催事業(竹友学) ・西学区の中学3年生を対象に、地域の大学生に講師を依頼し週2回塾形式の学習会を行い、呉竹地区内の3年生および西学区の生徒を対象に、基礎学力の向上や家庭学習の定着をめざす生徒の参加を呼びかける。
	重点(継続) 450 ○解放合宿開催事業(呉竹区5年生、西学区6年生、西学区中学3年生) ・西学区の小中学生を対象に、合宿を通して日常生活の中で、あらゆる差別を許さない人間づくりを地域や学校と連携し、一人でも多くの子ども達が参加できるように働きかけをし、チラシや、子どもや保護者に各合宿の目標や目的を説明し、理解を求めている参加とする。 ・小6合宿は小学校の授業で歴史の水平社まで事前学習をした上での合宿参加とする。 ・小5合宿は呉竹地区の歴史を学ぶための合宿とする。 ・守り育てる会と協賛して行う。

(単位：千円)

重点(継続)	○労働・勤労福祉事業 ・西学区の地域の失業者や転職の考えている人を対象に情報提供や訓練制度の相談も入れての生活相談を行う。 ・相談カードを作り定期的な相談日を設ける。
—	・企業との連携も必要とされるために各企業事業所への啓発を促す。

産 業 課

運 営 方 針	1 地域農業の充実と優良農地の確保 2 安全・安心な農産物生産の推進 3 農業施設の保全と減災対策 4 地域と一体となった獣害対策強化 5 道の駅「せせらぎの里こうら」を甲良町の農業振興の推進と観光振興の拠点地として築き上げる。	
新 規 お よ び 重 点 施 策	新規	○ため池整備事業（ため池ハザードマップ作成事業） 【場所】甲良町防災計画指定区分内容による ・西蓮溜：特に重要　・若宮溜：重要　・海東溜：重要　・柿ノ内溜：要水防箇所 【内容】 ・ため池台帳整備　・耐震性調査(地質調査・解析)　・ため池ハザードマップ作成
	36,270	
	重点(新規)	○せせらぎの里こうら管理事業
	17,458	・指定管理者との契約以外の施設などについて維持管理を行う。
	重点(拡大)	○多面的機能支払事業
	19,977	・農地維持活動・……農地法面の草刈、水路の泥上げなど ・資源向上活動(共同)……水路・農道・ため池の簡単な補修、透視度調査など
	重点(継続)	○農業振興地域整備計画管理業務委託事業 ・平成27年度 農業振興地域整備計画に関する基礎調査 ①住民意向調査を実施農地所有者に対する農地利用アンケート ②農業生産基盤の現況等の資料収集 ③現況土地利用の把握。(地番整理) ・平成28年度 農業振興地域整備計画策定。農地利用計画、付図の作成。
	4,000	
	重点(継続)	○環境保全型農業直接支払事業 ・国および滋賀県が支援対象17項目（環境保全・生物多様性の効果の高い営農活動）を設定し、取組内容については滋賀県農産普及課と現地確認を行い平成26年度については国補助金は直接支払うが、平成27年度から法制化され国補助金は県と合わせ町へ交付される。 ・主な補助内容 加バーカップの作付 8,000円/10a 炭の投入 5,000円/10a IPMの実践・人手除草・長期中干し 4,000円/10a 緩効性肥料・長期中干し 4,000円/10a（環境こだわり農産物は必須事業）
	6,683	
	重点(継続)	○環境保全型農業直接支払事業（環境保全型農業直接支払交付金上乗せ分） ・補助金の交付対象者は、甲良町内に住所を有し、県の環境こだわり農産物の認証かつ環境保全型農業直接支払交付金の該当農家とする。 ・環境こだわり農業および地球温暖化防止や生物多様性などの環境保全を資する為の取り組みで、安全安心な農産物の生産を行うことを目的とする。 ①県環境こだわり農産物かつ環境保全型農業直接支払対象物 1,000円/10a ②①の条件を満たす水稻「みずかがみ」 2,000円/10a
	1,905	
	重点(継続)	○獣害対策事業 ・地域および滋賀県猟友会彦根支部など関係機関と一体となり、有害鳥獣被害の減少をめざす。
	2,511	

建設水道課		
運営方針	1 道路河川について維持管理及び営繕を含む管理を行う（町道及び里道の維持管理、道路ネットワークの再編、県道維持管理への協力、道路台帳の整備、狭あい道路の拡幅実施、雪寒対策の実施） 2 地籍調査については今年度も実施を進める。極力未確定地を作らないよう進める。 3 上水道事業は、アセットマネジメントと配水管布設替工事（池寺墓地配水管）を実施する。 4 下水道事業は、管路清掃委託と修繕を主としていく。工事は、小川原地先の管路布設を行う。 5 公営企業法適用会計への移行準備を進める。 6 料金徴収は、上下水道連係させて給水停止を含めた徴収を行う。分担金は公債権として取り扱い、徴収する。	
新規および重点施策	新規	○グリーンベルト設置(社会資本整備) ・「通学路交通安全プログラム」に基づき、町道5路線に「グリーンベルト」を施工する。 ※5路線とは町道北落東小学校線、町道小川原尼子線、町道尼子下之郷線、町道金屋島田線町道緑ヶ丘東小学校線を設定。
	6,470	
	重点(拡大)	○狭あい道路整備事業(社会資本整備) ・町道小川原内川原1号線道路改良に伴う 測量・設計業務 L=140m A=10,000㎡ 表示登記業務 A=10,000㎡(用地境界立会等の手続) ・町道長寺九条野線道路改良に伴う 測量・設計業務 L=90m A= 5,800㎡ 表示登記事務 L=90m A= 5,800㎡(用地境界立会等の手続)
	7,500	
	重点(継続)	○地籍調査事業 ・調査を実施しようとする町が、関係機関との連絡や調整を行い、また住民等からの要望も踏まえつつ、どの地域を調査するのかなどの計画を作成する。 ・地籍調査を行う地域の住民に地籍調査の内容やその必要性、調査の日程、作業実施者等について説明会を実施する。（一筆地調査）（地籍測量）（閲覧）
	13,093	

教育委員会	
運営方針	1 知・徳・体の調和のとれた心豊かでたくましい、明日の甲良の担い手の育成をめざす。 2 生涯を通じ、自ら学習して自己を高め、生きがいのある充実した人生が送れるようなひとづくりをめざす。 3 自然や生命を大切にし、健康で明るく活力に満ちたひとづくりをめざす。 4 人権を尊重し、連帯とふれあいのある学校・家庭・まちづくりをめざす。 5 甲良の歴史と伝統を生かし、豊かな情操と創造性を育む文化のかおり高いまちづくりをめざす。

教育総務課		
新規および重点施策	重点(新規)	○施設整備事業（甲良東小パソコン教室エアコン修繕）
	4,000	・パソコン教室は、本館3Fにあるため、夏場は暑く、冬場は寒く、児童およびパソコン機器への悪影響が懸念されるために修繕を行う
	重点(新規)	○施設整備事業（甲良中PC室エアコン設置）
	4,500	・コンピューター室の冷暖房機の経年劣化に伴う新規設置を行う。

学校教育課	
運営方針	1 基礎基本の徹底を図り、確かな学力を育むために、授業改善や様々な学習形態の工夫改善に努め、少人数授業等のきめ細かな学習指導の充実を図る。小中学校が連携し、学習の意欲を滑らかにつなぐ小中英語教育を推進する。 2 以下のことに重点的に取り組むために全教職員の共通理解と協力体制を確立すると共に、教師力を高める研修の充実を図る。 ①体験的な学習を取り入れ、自ら学び、自ら考える態度の育成と、社会の変化に主体的に対応できる“生きる力”の育成 ②正義感や思いやりの心、社会生活上のルールや基本的なモラルを持った子どもを育成 ③人間の尊厳を基本とする人権教育を推進し、『いのち』『人権』を大切にする実践的態度の育成 ④家庭や地域社会との連携を密にしながら、全教育活動を通じこども一人ひとりを深く理解し、信頼と共感にもとづく確かな人間関係を築き、きめ細かな対応を行い、心にひびく生徒指導の充実 ⑤“甲良大好き、人間大好きと言える子どもの育成”を合言葉に、郷土を愛、郷土を誇れる人間の育成 ⑥学校体育の充実や運動部活動の充実、健康教育の充実を図ると共に健全な心身をはぐくむ食育の推進

甲良東小学校	
運営方針	1 「輝きのち・かけがえのない人権を大切に、確かな学力と豊かな心を育む人に優しく、自分に厳しい甲良東小学校」という本校の学校教育目標の達成に向け全教職員が一丸となって教育実践に当たる。 2 本校の校訓「なかまを大切にする子 よく考える子 つよいじょうぶな子」の育成に向け以下の具体的実践を推進する。 ①創意工夫のある教育課程の編成 ②基礎的・基本的な内容の確実な定着を図る ③お互いに認め合い、支え合い、励まし高め合う集団づくり ④早寝、早起き、朝ごはんの推進による心身の健康を育む ⑤人権を尊重する実践的態度を高める ⑥保護者や地域に信頼され開かれた学校づくり ⑦安全で安心な学校づくり 《施設・設備・備品》 教職員用の校内ランの設備充実、情報の共有化を促進する。 デジタル備品の充実を図ると共に、デジタル教材や資料を利用した教育内容や指導法の研究を進める。
新規および重点施策	重点(新規) ○給食配膳用備品整備事業 ・旧給食センターが、広域の新しい給食センターに移行することにより、パンおよびデザートが業者より直送されることになり、次年度より学校でクラス分けの配膳業務を行うこととなる。よって、この業務を安全にかつ円滑に行うためにも備品の整備を行う。
	重点(継続) ○生徒指導・学力向上支援事業 創意工夫のある教育課程の編成、基礎的・基本的な内容の確実な定着および人権を尊重する実践的な態度を養う教育目標を達成する。 ・外国語活動指導員指導員／児童生徒支援講師／特別教育支援員／特別児童指導員／スクーリングケアサポーター
	909
	11,906

甲良西小学校	
運営方針	学校教育目標の具現化を図る。 『いのち・人権を尊重する精神を基に、互いに認め合い励まし合いながら自主自立できる子を育成する』 1 どの子どもも分かる・できる授業の創造 ・子どもの学力実態を把握し、分かる・できる喜びを体得する授業作りをめざし、学力の向上につなげるために、興味関心を持たせる視覚支援教材教具の充実。 2 どの子どもも安全・安心に生活できる学校づくり ・不審者侵入に備える校舎内外の整備の充実 ・食育（健康的な学校生活作り）の推進を図る。

(単位：千円)

新規および重点施策	重点(新規)	○給食配膳用備品整備事業 ・旧給食センターが、広域の新しい給食センターに移行することにより、パンおよびデザートが業者より直送されることになり、次年度より学校でクラス分けの配膳業務を行うこととなる。よって、この業務を安全にかつ円滑に行うためにも備品の整備を行う。
	661	
	重点(継続)	○生徒指導・学力向上支援事業 ・教育実践の重点（「学ぶ力」「人とかかわる力」の基礎基本を育てる）を具現化するするための個別の支援体制作りを充実する。 ・児童生徒支援講師／特別教育支援員／特別教育支援員／オアシス相談員／スクーリングケアサポーター
	8,506	

甲良中学校

運営方針	学校教育目標 『人権尊重の精神を基盤とし、知・徳・体の調和のとれた、次代をたくましく生きる生徒の育成』 1 学校教育目標の達成に向け、全職員の意欲向上、英知結集を図る。 ①教育重点地域としての本校における教育活動推進への誇りと自覚 ②教職員の能力、特性の発揮 2 教職員の資質向上を図り、指導力を増強する。 ①目標マネジメントの遂行 ②教科指導力の向上に向けての研修機会の確保 ③先進的な取組に学ぶ機会を確保 3 地域連携を深め、保護者・地域の願いに応える学校づくりを推進する。 ①P T A 活動の強化 ②甲良中を支える会との連携強化 ③学校評価結果の具現化	
新規および重点施策	重点(継続)	○A L T 派遣事業 ・毎年1名の外国人助手を配置。全学年においてA L T が補助として英語の授業に入る。 ・授業の導入やリーディング等以前はC D やカセットで学習していた発音やヒアリングを直接外国人助手の表情や口の動きを見ながら学習する。また、学校に常駐し生徒と行動を共にすることで外国人・英語を身近に感じさせる。
	5,173	
	重点(継続)	○中学校修学旅行実施事業 ・学校の学習では、学べないことを実際に見聞し、広い視野、社会性、協調性を養うためには必要である。また家庭の経済的理由から遠方へ出向くことのない生徒、新幹線等に乗ったことのない生徒達に東京を広く見聞させ、将来についてに希望と展望を持たせる。
	5,517	
	重点(継続)	○チャレンジウィーク事業 ・中学生全2年生が、5日間の職場体験実習を行う。
	31	
	重点(継続)	○QUテストの実施事業 ・テストはアンケート形式で「やる気あるクラスをつくるためのアンケート」20問を5段階で、「いごちのよいクラスにするためのアンケート」20問を5段階で、「日常の行動を振り返るアンケート」18問を4段階で答え○をするだけのものである。生徒アンケートを業者が回収し、後日結果のまとめ、学級集団理解、学校生活意欲プロフィール、ソーシャルスキル結果のまとめ、解答一覧、個人票（教師用、生徒用）が送付されるものであり、それぞれが客観的に統計処理されたデータである。
	67	
	重点(継続)	○生徒指導・学力向上支援事業 ・教科指導はもちろんのこと、生徒の生活全般を通して指導支援をする。生徒会や部活動、移動教室や教科の準備、後始末に至るまで支援を行う。 ・生徒指導上の課題のある生徒を中心に、そこに関わる生徒も含め生活指導を行う。 ・いじめ対策相談員／特別教育支援員／生徒指導・教育相談員
	6,990	

甲良東保育センター		
運営方針	町の未来を担う乳幼児を育てる重要な機関として、将来を見通した「生きる力（真の学力）」の育成をめざし、保育・教育の充実とともに本町の重要課題である「人権保育・教育」をベースにおいた保育の充実を図る。 1 安全で安心な園づくりを行う。（防犯・防災） 2 仲間とともに主体的に物事とかかわって活動する子どもに育てるための環境づくりと保育内容の充実を図る。 3 今、必要な教育のあり方や、人権保育・教育について研修を深め職員の資質向上に努める。 4 子どもの健全育成に向けて、園・家庭・地域との連携や啓発活動・保護者研修等、取組み強化を図る。 5 未就園児親子を含む地域の子育て支援センターとしての機能を果たす。 6 保育・教育の充実を図るために必要な仕事について明確にし、時間を有効に無駄なく取り組みが進められるよう会議および研修等の持ち方を工夫する。	
	重点(継続)	○家庭支援推進保育事業
新規および重点施策	950	・子どもの育ちを保障する保育内容の充実 ・保護者支援・啓発活動
	重点(継続)	○安全で安心な園づくり事業
	—	・危機管理マニュアルの作成・見直しと安全確保 ・すべての園児が安心して生活できる園づくり
	重点(継続)	○家庭・地域との連携および保護者支援事業
	150	・保護者子育て研修会 ・祖父母研修会 ・家庭訪問 ・保育体験 ・給食試食 ・給食展示
	重点(継続)	職員の資質向上事業
	95	①人権保育・教育を中心に子どもの幸せを守る様々な人権問題にかかわって研修し、認識を深め、日々の実践につなげる。 ・人権保育研修 ・虐待対応研修 ・特別支援研修 ②子どもの健康・安全を守るための研修 ・小児医療研修 ・調理師研修 ・防犯研修 ・心肺蘇生法について研修 ③主体性を育てる保育の充実に向けた研修 ・講師を招いての園内保育研究会 ・日々の実践の記録と記録に基づいた研究会 ・外部の研修会（保育内容、幼稚園研究大会等）参加
	重点(継続)	○地域の子育て支援事業
	124	①地域活動事業 ・人形劇観劇など親子で文化に触れる機会をもってもらう。 ②園開放 ・未就園児親子を対象に年6回来園案内し園児との交流、季節の活動を親子で実施。 ・親子で手づくりのおやつを食べてもらい子どもにいいおやつについて啓発する。 ・保護者同士の触れ合いや園長との懇談など子育て相談の場をもつ。 ③園庭開放 ・年2回、園庭や園舎を開放し、自由に活動に参加してもらい、子どものあそびやあそびの付き合い方について学ぶ。
	重点(継続)	○保育内容の充実推進事業
	—	①保育環境の見直しと再構成 ・0歳児から就学前まで発達の姿や一人一人の発達要求に応じた保育環境の整備 ・支援を必要とする子どもたちが安心して活動できる場の保障 ・年間を通して、学期ごとに環境の見直しを行い、子どもの状況に応じて再構成する。 ②主体性を育てる保育内容の充実 ・子どもたち一人一人があそびや生活の主体となって活動できているか各年齢担当で確認しあうとともに、日々の実践や子どもの様子を記録にまとめ、保育の見直しや課題への取り組みに活かして行く。 ・保育の様子をビデオなどで記録に残し、子どもたちの学びあう姿や援助等について具体的に研修し研究を深める。

甲良西保育センター		
運営方針	1 安全・安心な園づくりに取り組む。 ・防犯対策、防災対策、その他危機管理マニュアルのもと全職員が共通の意識をもち取り組みを進める。 2 子どもの人権を守ると共に人権を大切に育てる保育、特別支援教育を推進する。 3 保育・教育課程に基づき保育内容の充実や学力の基礎となる力を培う。 4 保育の質の向上を図るため、職員研修の充実を図り専門性を高める。 5 保護者研修や啓発活動の充実を図る。 6 保護者との信頼関係を築き、家庭支援を推進する。 7 地域（学区）の子育て支援の拠点としての機能を果たす。	
新規および重点施策	新規	○遊具の安全点検事業（鉄棒取替）
	347	・遊具が安全であることは設置者の義務のため、点検を行い安全に使用できるようにする
	重点(継続)	○家庭支援推進保育事業
	550	・啓発活動 ・職員研修 ・保育内容の充実 ・家庭支援
	重点(継続)	○家庭・地域との連携および保護者支援事業
	—	・クラス懇談会 ・個別懇談、その他随時個別懇談 ・地域巡回 ・一斉家庭訪問、その他随時家庭訪問 ・子育て相談 ・送迎時の対応
	重点(継続)	○開かれた園づくり事業
	144	・園開放（未就園 2～3才児対象） ・園庭開放（全未就園児対象） ・保育公開（全未就園児対象） ・子育て相談日（全未就園児対象）
	重点(継続)	○職員の資質向上事業
	95	1.園内研修（保育士・調理師 全員） ・保育内容研修 ・人権研修 ・虐待研修 ・特別支援研修 ・救急救命研修 ・小児医療研修 ・調理師研修 ・研修復命会 ・子どもを語る会 ・事例検討会 2.園外研修（保育士・調理師 各1,2名） ・滋人保人権保育入門講座 ・滋人保人権保育連続講座 ・滋人教研究大会 ・家庭支援保育士研修 ・滋保協保育士研修 ・全人保研究大会 他
	重点(継続)	○保育内容向上事業
	—	・0～5歳児までの発達に即した保育課程・教育課程に基づき、子ども一人一人の発達を踏まえて具体化した指導案を作成して保育を進めている。安心、安定した保育環境のもとで主体的な活動を促し、自己を十分に発揮できる保育の展開を進める。
	重点(継続)	○保護者研修および子育ての啓発事業
	132	・保護者研修 ・保護者研修 ・ひまわりフェスタ ・祖父母研修 ・保護者保育体験および給食試食 他
子育て支援センター		
運営方針	『子育て支援センターは、甲良町における子育て支援の拠点として、安心して子どもを育てることができ る地域社会をめざし、0歳から18歳までの子どもを対象に関係機関と連携し、いろいろな事業を通じて子どもの健やかな育ちを支える』 1 就園前の保護者を対象に、親子が集う場所や機会を設け、交流を促すことで保護者の孤立化を防ぐ。また、さまざまな子育て不安に対し子育て相談を実施し、不安の軽減を図り、健やかな親子関係を支えたとともに一時預かり保育等を通じて、育児負担の軽減を図り、児童虐待の未然予防に努める。 2 何らかの理由で学校に行けない、あるいは登校しづらい児童・生徒を対象に、学校や関係機関と連携して学習支援や生活支援等を実施し、学校復帰、進路保障を支える。 3 児童虐待の予防について、保健福祉課をはじめとする関係機関とともに、適切な支援を実施する。 4 乳幼児の発達について保護者の不安に寄り添い、健やかな成長について関係機関とともに支援を行う。 5 放課後児童の居場所として安心、安全な環境の充実を図るとともに、働く保護者の就労保障を行う。	

(単位：千円)

新規および重点施策	重点(継続)	○放課後児童クラブ運営事業
	11,677	・放課後児童の安全のため、働く保護者に代わって保育を実施する。
	重点(継続)	○放課後児童クラブ運営事業（障害児保育）
	3,784	・障がい児童の入所申請があった場合は、適切な保育を実施するため、保健師、学校、保育センターと受け入れについて協議、検討を行う。 ・専門知識のない職員にかかる負担を考慮し、早期に職員研修を実施し、対応方法等について学ぶ機会を持つ。
	重点(継続)	○親子ふれあいひろば事業
	2,744	未就園児親子を対象に、いろいろなひろば事業を企画し実施する。 ・ぽかぽかタイム ・すまいるタイム ・ほっと館フェスタ ・親子ふれあい教室 他
	重点(継続)	○あいあい教室開催事業
	50	・保育センター就園児童の内、特別支援教育の対象児を含む支援を要する児童と保護者に対し療育的な事業を実施。また、親子あそびや子育ての相談を実施。
	重点(継続)	○子ども成長支援事業
	42	・何らかの理由で学校に行けない、あるいは登校しづらい児童・生徒に対し、学校や保護者との協議のうえ、居場所を設けて、学校復帰や進路保障のため、必要な支援を実施する。事業の実施にあたっては、学校と丁寧な連携をとり、個々に合った内容で実施する。
	重点(継続)	○子育て相談
	—	・保護者を対象にいろいろな子育て支援事業を通じて、相談に対応する。また、内容によっては、保健福祉課など、他の機関との連携を図る。
	重点(継続)	○養育支援事業
	—	・町内に在住の18歳までの児童・生徒を対象に、要保護児童対策地域協議会を中心に児童虐待の予防、早期発見、迅速な保護と支援を行う。 ・特に管理ケースにある児童・生徒については、関係機関と情報を共有し、適切な支援を行い、虐待の防止を図る。
	重点(継続)	○一時預かり事業
	2,160	・町内の6ヶ月以上の乳幼児の保護者を対象に保育を実施する。

社会教育課

運営方針	1 社会教育は幅が広いので、全て予算計上でなくメリハリのある事業を展開していきたい。平成27年度は愛犬人推協の当番町でもありやはり取り組みとしては人権教育が主になってしまう。後は文化面を中心に進めていく。 2 スポーツについては健康も視野にいれ平成27年をメドに保健福祉課と協議して健康な体作りを進め、町民の医療費軽減をめざせばいろんなメリットが町民・町に生れるかも知れない。 3 人権教育については平成27年度中に長期計画を立てて進めていく。 4 図書館の管理運営にあたっては民間活用(指定管理等)の検討を進めて結果を出していく。 5 総合公園管理については住民課合特事業とあわせて長期計画を立てて進める。	
新規および重点施策	重点(継続)	○甲良町体育協会実施事業 《現在実施事業内容の見直し》 ①せせらぎスポーツクラブ ・種目内容：ダブルダッチ・スポーツテスト・体操教室・ボーリング・障害者スポーツ等新たな実施種目を検討中 ②甲良町ビーチボール大会 ・参加者数減少のため廃止も視野に入れて開催時期、種目を変更 ③少年少女スポーツ大会 ・毎年7月に実施、種目ドッチビー、各字子どもが減少しているためチームを組むのが難しい字があるので実施する種目については検討課題) ④甲良町ニュースポーツ大会 ・毎年1月に実施、種目リズム体操・スポーツ雪合戦 ⑤住民から要望の多いスポーツ少年団（サッカー・テニス・バレーの復帰）の創設の検討 ⑥各種スポーツ施設 ・総合公園、甲良東・西小学校、中学校の備品の充実、施設を有効活用するために施設管理の委託の検討。
	600	

(単位：千円)

重点(継続)	○健康推進事業(保健福祉課と共催)
—	・甲良町全体における住民のスポーツを行うことによる健康面の改善および延命をめざす

甲良町図書館

運営方針	1 町民全体の生涯教育を支援するため、さまざまな学習・情報ニーズに応えられるよう、図書館資料の収集整理・保存の充実を図る。 2 図書館サービスの向上を図り、「人と本」「人と人」の出会いを大切にし、暮らしに役立つ図書館づくりを推進する。
新規および重点施策	重点(継続) — 新規 46
	○図書館システム更新事業(準備年度) ・現在使用している図書館システムのパソコンの耐用年数の経過、システムプログラムの旧式化によるサービスの低下を防ぎ、機器を一新し、プログラムを最新型に更新することでサービス向上をめざす。(5年契約/システムの耐用年数、メーカーの修理部品の保存年限による)
	○DVD装備事業 ・DVD購入と同時に業者にて装備をほどこし納品。時間の短縮にもなり、よりスピーディに利用者に資料を提供できるように事務を行う。

国民健康保険会計

新規および重点施策	新規 420 新規 3,456	○2次検査(尿中塩分測定検査) ・健診受診者の結果より、生活習慣病対策の必要な者を抽出し、効果的な保健指導を行うため、2次検査として塩分摂取の実態把握のため尿中塩分測定検査を行い、被保険者本人が自らの生活習慣の問題を理解し改善を行うよう支援するための保健指導を行う。 ○国民健康保険保健事業実施計画 ・本町における保健事業課題を分析し課題の明確化を行いPDCAサイクルを基本とした保健事業実施計画を策定するためのデータ分析、計画製本部分を外部委託
-----------	--------------------------	--

介護保険会計

新規および重点施策	新規 420	○認知症カフェ運営事業 ・事業主体 : 甲良町(地域包括支援センター) ・事業運営 : 委託(公益法人豊郷病院グループホームらくらく) ・対象 : 認知症や軽度認知機能障害の人とその介護者、不安感や孤独感のある人 ・手段・手法 : 認知症キャラバンメイトとグループホームらくらくの認知症の専門職員と地域包括支援センターが協力し運営を行い、カフェでは、様々な相談に対応しながら、地域の中で身近な癒しの場となるよう食事や飲み物等提供していく。また、認知症の人もカフェを自身の活動の場として活動できる機会を設け、地域の独居の方などに声かけし交流の場に活用してもらう。その他、カフェの時間内で認知症の講座等も開催し気軽な学習の場として活用し、民生委員・各地域サロン・まんでんの会や広報誌等をとおして周知を行う。
-----------	-----------	---

住宅新築資金会計

新規および重点施策	重点(継続) 420	○住宅新築資金等貸付金償還事業 ・債権の種類: 住宅新築資金、宅地取得資金、住宅改修資金、持家住宅資金 ・毎月の督促、定期的な催告を継続。滞納者及び保証人についての所在確認、相続人等の調査をし、裁判所からの支払督促を実施する。 ・滞納相談の際には、生活状況、収入状況の把握に努め、時効の関係から納付誓約をもらうようにする。 ・滞納者は無資力であったり、生活保護受給者であったりすることから、分納納付の呼びかけや、生活保護担当とも連携していく。
-----------	---------------	---

2. 平成 27 年度特別会計予算のポイント

特別会計・企業会計については、それぞれの会計設置目的に沿った予算編成を行い、合計 27 億 2,398 万 9 千円で、前年度比 1.2%の減となった。ただし、平成 26 年度末でせせらぎの里こうら運営事業会計を閉鎖することから、この会計分を除くと全体で 3.8%の増となる。

①国民健康保険特別会計

医療費等の伸びにより、国庫支出金で約 1 千万円の増となったが、医療費の構成が変わったこともあり、社会保険から入る退職者医療分の療養給付費は約 2 千万円の減、県支出金での財政調整交付金も約 2 千万円の減となっている。また、予算総額の伸びの大きな要因として保健財政共同安定化事業の制度が変更となり、歳入では約 1 億 4,600 万円の増、歳出では約 1 億 3,800 万円の増となっている。医療費の伸びが続いていることもあり、今年度も引き続き特定健康診断の受診率向上や徹底した保健指導に取り組むこととしている。予算規模は、前年比 14.8%増（1 億 4,034 万 9 円増）の 10 億 9,013 万 3 千円を計上した。

②後期高齢者医療事業特別会計

高齢者の医療費は毎年増加傾向にあるが、本年度予算規模はほぼ横ばいの前年比 1.2%減（8 6 万 9 千円減）の 7,085 万 6 千円を計上した。

③介護保険特別会計

介護サービス等の保険給付費が昨年度は減額となったが、本年度は再度上昇したこともあり、予算規模は前年比 0.9%増（693 万 8 千円増）の 7 億 6,083 万 3 千円を計上した。

④墓地公園事業特別会計

墓地販売促進を図るため、平成 20 年度に墓地公園永代使用促進事業補助金制度を創設したが、低推移のため看板設置など推進を行っていく。予算規模は、前年比 3.0%減（6 万 3 千円減）の 205 万 6 千円を計上した。

⑤住宅新築資金等貸付事業特別会計

町債残高の減により公債費も年々減少するため、本年度は貸付金の町への返済額が公債費を上回ることから、一般会計予算への繰出しを実施する。予算規模は前年比 20.4%減（450 万 1 千円減）の 1,761 万 4 千円を計上した。

⑥土地取得造成事業特別会計

地籍調査にあわせ、さらなる事業残地処分を推進するが、払下げ協議の進捗状況を鑑み、20.0%減（100万円減）の400万2千円を計上した。

⑦下水道事業特別会計

面整備は平成23年度でほぼ完了し、前年度計上の工事費も本年度は不要であるが、公債費の増があり、一般会計予算からの繰入額は年々上昇している。予算規模としては前年比8.2%減（4,160万7千円減）の4億6,704万4千円を計上した。

⑧水道事業会計

事業としては新たな大規模給水計画はないが、更新業務を継続的に行う必要がある。予算規模は0.3%増（96万5千円増）の3億1,145万1千円を計上した。

平成 2 7 年度 当初予算会計別総括表

(単位：千円、▲減、率%)

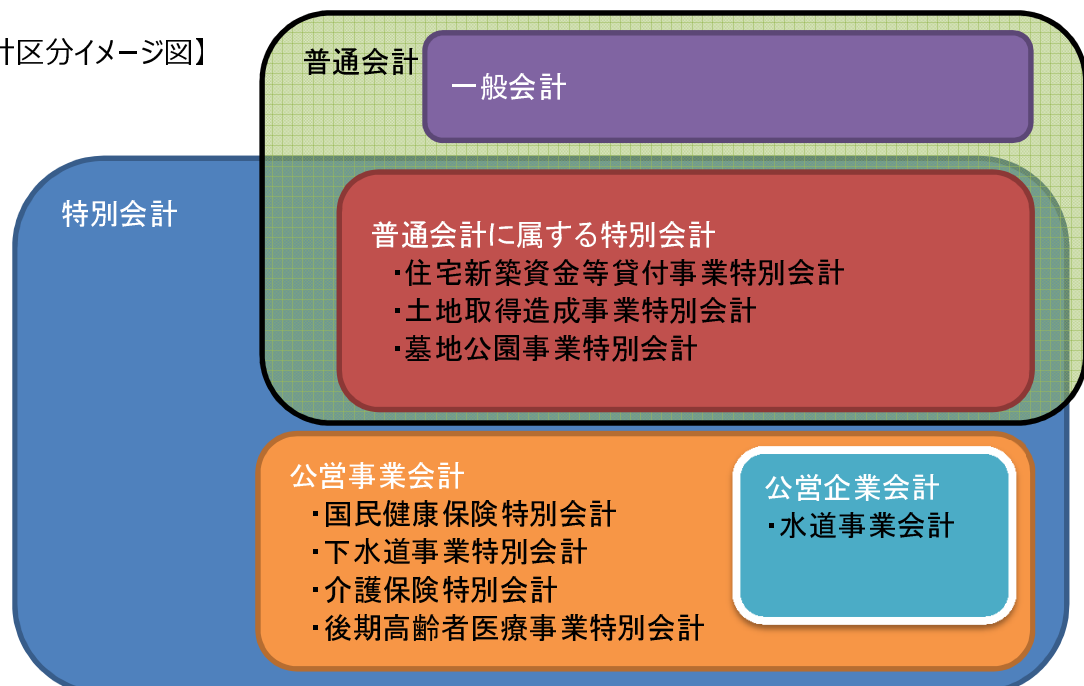
会計	議案番号	会 計 区 分	平成26年度 (A)	平成27年度 (B)	増減(C) (B)-(A)	増減率 (C)/(A)
一般	31	一般会計	3,474,000	3,580,000	106,000	3.1
特 別 会 計	32	国民健康保険特別会計	949,784	1,090,133	140,349	14.8
	33	後期高齢者医療事業特別会計	71,725	70,856	▲ 869	▲ 1.2
	34	介護保険特別会計	753,895	760,833	6,938	0.9
	35	墓地公園事業特別会計	2,119	2,056	▲ 63	▲ 3.0
	36	住宅新築資金等貸付事業特別会計	22,115	17,614	▲ 4,501	▲ 20.4
	37	土地取得造成事業特別会計	5,002	4,002	▲ 1,000	▲ 20.0
	-	せせらぎの里こうら運営事業特別会計	134,606	0	▲ 134,606	皆減
	38	下水道事業特別会計	508,651	467,044	▲ 41,607	▲ 8.2
	39	水道事業会計	310,486	311,451	965	0.3
		収 益	215,880	216,416	536	0.2
資 本		94,606	95,035	429	0.5	
特別会計予算合計			2,758,383	2,723,989	▲ 34,394	▲ 1.2
総 予 算 合 計			6,232,383	6,303,989	71,606	1.1

《 参考 》

『財政用語の説明』

- 一 般 会 計 : 予算単一主義の原則に基づき中心的な会計として編成される、町税（町民税や固定資産税など）を主な財源として、社会福祉・保健衛生・環境保全・道路建設・消防防災・教育や文化の振興などの事業を行う会計です。
- 特 別 会 計 : 特定の歳入（国民健康保険税など）をもって特定の歳出（保険給付費など）に充て、一般の歳入歳出と区分して経理するための会計。土地取得会計など普通会計に属する特別会計や、法律で特別会計とすることが決められている国民健康保険会計などの公営事業会計、さらには水道事業会計のような公営企業会計に区分されます。
- 公 営 事 業 会 計 : 地方財政法等の規定により、いずれの団体も特別会計を設けてその経理を行わなければならないとされる公営企業や公営事業のための会計。
次のように分類されます。
①公営企業会計 ②国民健康保険事業、介護保険事業会計等
③上記①及び②の事業以外の事業で地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業
- 公 営 企 業 会 計 : 公営事業会計のなかでも独立採算を基本とし、地方公営企業法の全部又は一部の適用を受けて設置する会計を公営企業会計といいます。甲良町では、水道事業に企業会計を設置しています。
- 普 通 会 計 : 個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政状況の統一的な掌握および比較が困難であることから、地方財政統計上便宜的に用いられる会計区分のことで、一般会計と特別会計のうち公営事業会計以外の会計をまとめたもの。甲良町では一般会計、土地取得会計、住宅新築資金会計、墓地公園会計を合算したものととなります。

【会計区分イメージ図】



標準財政規模	： 各自治体が合理的で妥当な水準で行政サービスを実施するために必要となる一般財源の全国的にみた標準的な額で、全国一律の算出方法に基づき、毎年度、普通地方交付税の算定時に算出されます。
基準財政収入額	： 普通地方交付税の算定に用いるもので、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入等を基準財政収入額といい、市町村分にあつては、税収見込額の75%と各譲与税収入見込額で計算します。
基準財政需要額	： 普通交付税の算定基礎となるもので、自治体が合理的かつ妥当な水準にある行政運営を行い、又は施設を維持するために必要となるであろう金額を一定の方法によって合理的に算出した額。
財政力指数	： 地方公共団体の財政力を示す指数で、数値が1に近いほど財政力が豊かと判断されます。（基準財政収入額÷基準財政需要額で求め、過去3ヶ年の平均値）
実質収支比率	： 標準財政規模に対する実質収支額（歳入歳出差引額から翌年度へ繰越すべき財源を控除した決算額）の割合
積立金現在高比率	： 標準財政規模に対する財政調整基金、減債基金及びその他特定目的基金の積立現在高の割合
地方債現在高	： 各年度末における町債の未償還元金（借入れた元金のうち、返済が済んでいない）額
地方債現在高比率	： 標準財政規模に対する地方債の未償還元金額の割合
実質公債費比率	： 普通会計の一般財源に占める公債費（下水道特別会計・一部事務組合の公債費負担分を含む）の割合を指し、当該年度以前3ヶ年の平均数値で、18%を超えると新たな町債の発行に制限がかかります。
公債費負担比率	： 公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合
経常収支比率	： 財政構造の弾力性を測定する比率で、人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に、町税、地方交付税を中心とする経常一般財源収入がどの程度充当されているかの比率
将来負担比率	： 一般会計等が将来負担すべき実質的な債務残高（＝公営事業会計＋一部事務組合等＋地方公社・第三セクター等の分を含む）が標準財政規模の何倍あるかを示す比率。350%を超えると早期健全化団体となり、財政健全化の手順とその実施状況を知事、議会へ報告し公表する必要があります。
総計予算主義の原則	： 「一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない（地方自治法第210条）」と定められており、歳入と歳出のそれぞれの総額を計上することで予算の全体を明らかにすることが原則となっているため、収入と支出を相殺し純収入だけを計上する「純計予算主義」はとっていません。

- 予 算 単 一 主 義
の 原 則 : 予算はできるだけ議会の審議および住民の理解の上からも見やすく、歳入歳出が単一のものが望ましいため、一般会計に重点がおかれて編成されています。ただし、例外として特別会計が設けられています。
- 予 算 統 一 の 原 則 : 地方公共団体の予算は規模が大きく複雑なため、法令により定められた基準に基づいて区分するように定められています。「歳入にあつては、その性質に従つて款に大別し、かつ、各款中においてはこれを項に区分し、歳出にあつては、その目的に従つてこれを款項に区分しなければならない。（地方自治法第211条）」
- 予 算 事 前 議 決
の 原 則 : 当初予算は年度開始前に議会議決を経るものとされているため、町長は翌年度の予算案を年度開始の20日前までに議会に提出することが義務付けられています（地方自治法第211条）。
- 予 算 公 開 の 原 則 : 予算が議会で議決されると、議長は3日以内に町長に通知して、町長はその内容を住民に公表すること（地方自治法第219条）となっているほか、年2回以上財政状況を公表するように定められています（地方自治法第243条の3）。甲良町では町広報4月臨時号において当初予算概要を、5月と11月に財政事情を公表しています。
- 会 計 年 度 独 立
の 原 則 : 「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない（地方自治法第208条）」と定められているため、当年度の歳出を翌年度の歳入で支出したりすることは禁じられており、5月末までの出納閉鎖期間で整理し他の年度に影響を及ぼさないこととされています。ただし、例外として繰越明許費などがあります。
- 繰 越 明 許 費 : 事業の性質上、又は予算成立時期などの理由によって年度内に支出を終わらない見込みのものについて、議会に限度額の議決を得て翌年度に限り繰り越して使用することができる制度、またはその金額のことをいいます。天災など避けがたい理由によって、年度内に支出が終わらなかった場合は事故繰越として分類して議会へ事後報告することになっています。
- 一 般 財 源 : 使い道が特定されず、どのような目的にも使用できる財源（町税、地方交付税、地方譲与税など）です。そのうち経常的に収入される歳入から特別交付税などを除いたものは経常一般財源と分類されます。
- 特 定 財 源 : 一般財源とは逆に、道路建設や福祉事業に使用するなど使い道が特定されている財源（国庫支出金、県支出金、町債など）を言います。
- 基 金 : 特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産で、次のような分類があります。
①財政調整基金 年度間の財源の不均衡を調整するために積み立て経済事情の変動等で財源が不足する場合の財源として利用する基金
②減債基金 地方債の償還を計画的に行うために資金を積み立てた基金
③特定目的基金 教育や文化振興など特定の目的のために積み立てた基金。甲良町では一般会計で5基金を積み立てています。
その他定額で運用している基金として土地開発基金、用品調達基金があります。